



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 沖縄県情報公開条例第33条第1項の規定により知事が定める法人（総務私学課）…………… 1
- 沖縄県個人情報保護条例第4条第2項の規定により知事が定める法人（総務私学課）…………… 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 3
- 歳入の収納の事務の委託（住宅課）…………… 3
- 監査委員事項**
- 包括外部監査人からの監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表…………… 4

## 告 示

### 沖縄県告示第245号

沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第33条第1項の規定により、県が出資その他財政上の援助を行う法人であって、知事が定めるものを次のとおり定める。

なお、平成20年沖縄県告示第469号（沖縄県情報公開条例第33条第1項の規定により知事が定める法人）は、廃止する。

令和元年6月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 一般財団法人沖縄県私学教育振興会
- 那覇空港ビルディング株式会社
- 公益財団法人沖縄科学技術振興センター
- 公益社団法人沖縄県地域振興協会
- 沖縄県環境整備センター株式会社
- 公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会
- 一般財団法人沖縄県セルフセンター
- 公益財団法人おきなわ女性財団
- 一般財団法人沖縄県看護学術振興財団
- 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
- 公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター
- 公益財団法人沖縄県農業振興公社
- 公益社団法人沖縄県糖業振興協会
- 公益財団法人沖縄県畜産振興公社
- 一般財団法人沖縄県水産公社
- 沖縄県土地改良事業団体連合会
- 公益財団法人沖縄県産業振興公社
- 那覇空港貨物ターミナル株式会社
- 一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター
- 公益財団法人沖縄県文化振興会
- 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団
- 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー  
一般財団法人沖縄県建設技術センター  
沖縄県土地開発公社  
久米島空港ターミナルビル株式会社  
宮古空港ターミナル株式会社  
石垣空港ターミナル株式会社  
沖縄都市モノレール株式会社  
沖縄県住宅供給公社  
一般財団法人沖縄美ら島財団

**沖縄県告示第246号**

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第4条第2項の規定により、県が出資その他財政上の援助を行う法人であって、知事が定めるものを次のとおり定める。

なお、平成20年沖縄県告示第123号（沖縄県個人情報保護条例第4条第2項の規定により知事が定める法人）は、廃止する。

令和元年6月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

一般財団法人沖縄県私学教育振興会  
那覇空港ビルディング株式会社  
公益財団法人沖縄科学技術振興センター  
公益社団法人沖縄県地域振興協会  
沖縄県環境整備センター株式会社  
公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会  
一般財団法人沖縄県セルフセンター  
公益財団法人おきなわ女性財団  
一般財団法人沖縄県看護学術振興財団  
公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団  
公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター  
公益財団法人沖縄県農業振興公社  
公益社団法人沖縄県糖業振興協会  
公益財団法人沖縄県畜産振興公社  
一般財団法人沖縄県水産公社  
沖縄県土地改良事業団体連合会  
公益財団法人沖縄県産業振興公社  
那覇空港貨物ターミナル株式会社  
一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター  
公益財団法人沖縄県文化振興会  
公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団  
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団  
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー  
一般財団法人沖縄県建設技術センター  
沖縄県土地開発公社  
久米島空港ターミナルビル株式会社  
宮古空港ターミナル株式会社  
石垣空港ターミナル株式会社  
沖縄都市モノレール株式会社  
沖縄県住宅供給公社

一般財団法人沖縄美ら島財団

### 沖縄県告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり兼箇所土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年6月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	宮里善一	沖縄市登川一丁目17番11号
理事	島袋善盛	うるま市字兼箇所1番地198
理事	田場増栄	沖縄市知花一丁目23番7号パークサイドティード21
理事	玉城賢三	うるま市字兼箇所93番地1
理事	幸喜永煌	うるま市字兼箇所777番地
理事	阿嘉哲治	うるま市字兼箇所453番地
理事	金城文雄	うるま市字兼箇所238番地
監事	田場竜太	沖縄市松本四丁目10番2号
監事	田場新善	うるま市字兼箇所1407番地

任期 平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

#### 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	田場新善	うるま市字兼箇所1407番地
理事	阿嘉利光	うるま市字兼箇所162番地
理事	比嘉忠	うるま市字兼箇所174番地
理事	島袋信吉	うるま市字兼箇所204番地1
理事	玉城豊	うるま市字喜屋武453番地3
理事	亀谷英雄	うるま市字兼箇所805番地
理事	島袋勤	うるま市字兼箇所194番地
監事	阿嘉利明	うるま市字兼箇所558番地
監事	田場盛市	うるま市字兼箇所792番地

### 沖縄県告示第248号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和元年6月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 1 委託した収納事務 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の収納事務

- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
  - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

## 監 査 委 員 事 項

### 沖縄県監査委員公表第5号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年6月18日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	西	銘	純	恵
沖縄県監査委員	座	喜	味	一
				幸

### －平成22年度包括外部監査結果報告に係る分－

#### 〈過年度の措置状況とそれに対する評価〉

平成16年度包括外部監査結果報告に対する措置に係る分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の 評価に係る措置	担当部課
当初の指 摘区分	当初の監査結果等	当初の 措置内 容又は 未措置 理由	当初の措置内容等に対 する包括外部監査人の 評価		
監査意見	<p>県立大学には、年間約7億円の一般財源である税金が投入されている。また、平成15年度の建設コストを考慮した学生1人当たりの一般財源投入額は約750万円に達する。</p> <p>これだけの税金を投入して、沖縄県の医療、福祉サービスを担う看護師という人材育成事業を行うことの是非を検討する必要がある。</p>		<p>措置を講じたとは評価できない。</p> <p>抽象的な政策性を理由に、採算性・事業性の判断を避けるのは不当である。一方、経費削減だけを強調するのも、サービスの質低下、モチベーション低下の危険と隣り合わせであり、妥当とはいえない。県立大学で看護師を育成する事業を評価し、問題点をピックアップし、改善に取り組むことが重要である。このPDCAサイクルの仕組みを作ることが求められる。</p>	<p>超高齢社会の到来により、医療や福祉分野等看護職の需要は益々大きくなる中で、医療現場の看護師不足感は続いている状況にある。</p> <p>また、保健医療福祉の分野において、質の高い看護職者の育成を図り、看護の教育、研究、実践の中核的機関として、学術的發展に寄与することや、多くの離島へき地を抱える本県において、そこに住む人々の健康維持・回復を支援する自立した看護職者を育成することは県立大学の使命である。</p> <p>平成24年度より看護大学の運営については、沖縄21世紀ビジョン基本計画において主な取組を設定しており、PDCAサイクルにおいてその取組の検証を行っている。</p> <p>また、看護大学独自の取組として、毎年、全学自己点検評価委員会と併せ外部有識者による外部評価委員会を開催するとともに、7年に1回の大学機関別認証評価結果を受けて課題の整理と改善策について議論・検討し、大学の効率的な運営体制の構築を図っている。</p>	保健医療部 保健医療総務課

－平成24年度包括外部監査結果報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p><b>【沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業】</b>                      沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業は、官民共同出資ファンドという新たな試みであり、沖縄県が委託料等で関与する最終年度をもって、一旦はこの新たな官民共同関係について評価を行う必要がある。</p>	<p>平成29年8月に本事業に関する意見交換会を開催し、外部有識者による本事業の取組の評価や今後の文化コンテンツ産業振興策等についての意見交換を行ったところである。                      今後は、その結果を文化コンテンツ産業の振興に向けた施策に活かしていく。</p>	文化観光 スポーツ 部文化振 興課
監査意見	<p><b>【沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業】</b>                      評価に当たっては外部の有識者等も多数加え、外部からの視点を積極的に取り入れ、今後の展開に活かす必要がある。</p>		

－平成25年度包括外部監査結果報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査指摘	<p><b>【心身障害者扶養共済制度掛金収入未済金】</b>                      本件未収金については、調定そのものが誤っているのではないかとこの疑問がある。条例第18条及び施行規則第10条第2項によれば、加入者が2か月間分掛金を滞納したときは、加入者としての地位を失うことになっている（強制脱退）。したがって、本件未収金は、2か月分の掛金滞納によって、本来強制脱退しているはずのいわば元加入者に対して、毎年掛金を調定していることになっている。そのこと自体が問題である。                      強制脱退を看過して、加入者としての地位に留まるかのごとく扱っていることは、制度の運用として条例に違反しているのではないかとこの疑問がある。                      そして、このように条例に違反している可能性がある中では、県に損害を被らせていることにもなる。つまり、この共済制度は、都道府県及び指定都市が実施している任意加入の制度であり、加入者と県との間で扶養共済契約を締結し、県は機構との間で、県が加入者に対して負う共済金支払について、扶養保険契約を締結している。したがって、県は、加入者からの掛金の支払のあるなしにかかわらず、加入者の人数に応じた保険料を機構に毎年支払っている。                      そうすると、本来であれば、強制脱退によって、強制脱退した人数の分だけ、県は機構に対する保険金の支払義務を免れ、その出損を抑えられるはずであるのに、強制脱退制度を活用していないため加入者から掛金の納入がないまま、何年にもわ</p>	<p>監査意見を踏まえ、沖縄県では、総務部が中心となって沖縄県が抱える債権管理の現状と課題の整理に着手し、その解決方法として、全庁共通の考え方や標準的な事務の手順等を示す必要があるとの判断に基づき、平成27年8月に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（以下「県方針」という。）」を、平成28年9月には「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（以下「標準マニュアル」という。）」をそれぞれ定めたところである。                      その後、総務部との協議を踏まえ、平成30年1月には、県方針及び標準マニュアルで定めた内容に準拠した「沖縄県心身障害者扶養共済制度債権管理マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）」の改訂手続を完了した。                      新たに改訂した個別マニュアルでは、沖縄県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、掛金を2か月滞納した場合等の脱退手続に関する事、過年度滞納者に対する対応要領に関する事、その他必要な事項を定めており、適切かつ能率的な債権管理を行うための運用方法等を整理した。</p>	子ども生 活福祉部 障害福祉 課

	<p>たつて、本来であれば、支払を要しない保険金を支払続けているということになっているのである。</p> <p>よつて、県は加入者が掛金を2か月分滞納した時点で速やかに強制脱退したとし、その後の掛金については発生しないのだから調定すべきではなく、これまで発生したとしてきた2か月分滞納後の掛金については調定自体が誤りであるため、取り消すべきである。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>債権管理マニュアル第3条第3項には、「3か月以上の滞納者には継続加入の意思を確認し、納付計画書の提出を求め分割納付等の指導を行う」と規定されているが、条例との整合性との関係で問題がある。条例では掛金を2か月分滞納すると加入者としての地位を失うことになっているのに、このマニュアルは、その地位を失わないことが前提となっているからである。</p> <p>なお、「知事が特に認める場合」の条項を適用して掛金を2か月分滞納しても強制脱退をしないこととする場合には、その要件及び決裁方法等を明確にすべきである。</p>		

一平成27年度包括外部監査結果報告に係る分一

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
<p>監査意見</p>	<p>【振興計画の実現に向けた具体的な戦略の必要性について】</p> <p>ア 個別事業における成果目標設定の必要性</p> <p>監査対象である103の事業の『「主な取組」検証票』において、活動指標の計画値、成果指標の現状値及びH28目標値が、当初、企画部との調整の結果も踏まえ設定し難いことから記載されていないものが相当数存在する。</p> <p>活動指標の計画値がない・・・                  ・・・・24事業（23パーセント）                  成果指標の現状値がない・・・                  ・・・・30事業（29パーセント）                  成果指標のH28目標値がない・・・                  ・・・・28事業（27パーセント）</p> <p>振興計画の目標である「持続的農林水産業の振興」を実現するためには、基本的には農林水産業が事業として成り立つことが必要である。しかし、振興計画14頁以降の目標数値は事象の数値となっており、所得や収益の向上といった生産性に係る具体的な指標となっていない。また、収益性は低い政策的に補助金を投入する事業についても、具体的手法の合理性や適正性を確認するためには具体的な指標が必要である。</p> <p>振興計画における中長期的な成果目標を、事業ごとに個別具体的な成果目標に落とし込むことにより、農</p>	<p>沖縄21世紀農林水産業振興計画（後期：平成29年度～平成33年度）に掲げる目標又は指標については、農林水産部において実施する各施策・事業の総合的な成果として示したものであり、それを具現化していくために、沖縄21世紀ビジョン実施計画（後期）において、監査意見を踏まえ、全ての事業の『「主な取組」検証票』ごとに活動指標を設定し、個別事業の振興計画における位置付けを明確にしている。</p> <p>この活動指標でもって進捗状況を確認することで、事業の取組の成果や推進上での課題、改善余地の検証を図り、翌年度の対策の改善案を見いだすというPDCAサイクルでの検証を行っているところである。</p> <p>また、各施策の取組においては、複数の事業から成り立っていることから、その目標達成を図るため、施策ごとに成果指標を設定し、今年度から、各年度ごとに目標値と比較し、達成状況を検証することになった。</p> <p>さらに今年度は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の総点検を行っており、農林水産部の各施策及び個別事業について、復帰後から現在に至るまで施策の取組の成果、課題の抽出、今後の方向性を検証している。</p> <p>監査意見にある所得や収益の向上については、「農林漁業産出額の増加」が所得や収益の向上に密接に関係していることから、沖縄21世紀農林水産業振興計画後期計画において、農林漁業産出額を指標として設定したところである。さらに、産出額</p>	<p>農林水産部農林水産総務課</p>

	<p>林水産部担当者や関連当事者に対して、個別事業の振興計画における位置付けや事業の目的と工程を腹に落とし形で理解を促すことにつながる。また、個別事業ごとに成果目標を設定することにより、短期的な進捗・効率性・成果を測ることが容易になり、次年度以降の事業に資するためにいかにフィードバックするかというPDCAサイクルの真価も発揮される。</p> <p>現状は、振興計画の実現のための課題は認識しているが、課題と成果・活動指標との結びつきが不明確なため、事業の有効性を計ることが困難な状況にあると考える。なお、必ずしも、数値にこだわることなく、事業目的・手段に適した具体的な指標になりうるのであれば、定性的な事項を用いても良いと考える。</p>	<p>の構成要素である生産量についても、各品目の個別計画において、生産目標を設定し、産出額の目標達成に向けた取組を具体化しているところである。</p> <p>次期計画では、所得や収益の向上といった具体的な生産性を示す指標についても検討する。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>カ 振興計画の目標数値の根拠</p> <p>第1次産業就業者数は、平成22年は28,713人であり、平成28年及び平成33年は24,500人と減少が見込まれている。しかし、農林水産業生産額は、平成22年が1,109億円であったところ、平成28年は1,455億円、平成33年は1,750億円と増加を見込んでいる。これは、就業者1人当たりの生産性(=生産額/就業者数)が上がる前提と読み取れる。</p> <p>平成22年3,862千円/人 (=1,109億円/28,713人)</p> <p>平成28年5,938千円/人 (=1,455億円/24,500人)</p> <p>平成33年7,142千円/人 (=1,750億円/24,500人)</p> <p>担当者は、「(上表の)目標値は各事業の効果を見込んで設定したもの」と説明するが、生産性向上の根拠となる具体的な積上げデータが、個々の農林水産物若しくは農林漁業体ごとに存在するわけではない。</p> <p>また、前述のとおり、個々の農林水産物若しくは農林漁業体と関連付けられる個別事業において数値目標等が設定されていないものがあるため、上表の数値目標と個別事業の具体的・数値的な関連性も確認できない。結果として振興計画の目標が実質的に機能しない状況にあると推測される。</p> <p>平成29年度からの後期計画見直しの際は、振興計画の目標値を大目標として設定し、個々の事業にブレークダウンして具体的目標値を設定する(トップダウン)といった対応が必要と考える。</p> <p>なお、振興計画の目標値設定の方法としては、個々の事業の目標値を積上げて目標値を設定するというボトムアップの方法も考えられる。しかし、県が主導して取り組むという観点からは前者のトップダウンの方法が望ましいと考える。</p>		

	<p>また、繰り返しになるが、振興計画の目標である「持続的農林水産業の振興」を実現するためには、基本的には農林水産業が事業として成り立つことが必要である。</p> <p>しかし、振興計画の目標数値は事象の数値となっており、所得や収益の向上といった生産性に係る具体的な指標となっていない。生産性に係る指標を重視することは、収益に結びつかない事業を否定しているのではない。収益性は低い政策的に公金を投入して事業を継続することの論拠として必要と考えられる。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>【災害に強い栽培施設の整備事業】</p> <p>本事業としての目標値が設定されていない状況では、予算申請の妥当性や事業の進捗状況が検証できない。21世紀ビジョン実施計画の成果指標は、複数事業の総合的な中長期成果指標となっているため、毎年の事業の取組を検証するに当たっては、本事業としての成果目標を設定することが望ましい。また、需要が落ちている状況では、本事業によって栽培施設の整備を行っても生産量が伸ばせない可能性があるが、その点も考慮した目標値を設定することが望ましい。</p> <p>本事業は、平成24年度から平成29年度までの事業であり、「災害に強い栽培施設の整備事業実施要領」では、事業実施年度の翌年度から3年度目の成果目標を対象品目の生産量又は10アール当たり生産量の向上とし、事業実施後3年間は事業の実施状況を報告させることとなっている。このように事業ごとに適用されている成果目標と関連付けて取組の検証を行うことが考えられる。</p>	<p>本事業は、平成29年度で終了したが、後継事業の「災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業」においては、監査意見を踏まえ、成果目標を「事業導入した施設の単位収量と園芸産地全体の平均単位収量を比較し、5パーセント以上増加」としたところである。</p> <p>沖縄県P D C Aにおいても、当該成果目標を活動概要の中に位置付けたうえで、進捗管理を行っていくこととする。</p>	<p>農林水産部園芸振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【おきなわ紅茶ブランド化支援事業】</p> <p>①生産コストの根拠</p> <p>紅茶やフレーバーティーの生産コストに関してはヒアリングのみではなく、具体的に何を根拠に生産コストが低下するか把握したうえで事業を計画する必要があると考える。</p>	<p>本事業は、紅茶製造の技術開発を中心に実施し、紅茶製茶に関する簡易指標及び在来カンキツを用いたフレーバーティーの利用技術を開発した。</p> <p>今後、紅茶製茶に関する簡易指標を活用し、茶農家に対し、紅茶生産の普及に取り組む計画である。</p> <p>本事業での研究結果をもとに、補助事業等を活用した加工場整備に向けた検討を行っており、紅茶の大量生産と製茶の機械化による生産コストの低減化を把握していくこととしている。</p>	<p>農林水産部糖業農産課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【おきなわ紅茶ブランド化支援事業】</p> <p>②計画段階における他部署との連携</p> <p>当該事業では、現時点で販売まで支援する予定はなく、必要に応じて対応することとなっているが、平成26年度沖縄振興特別推進交付金対象事業説明資料の事業の内容に記載している「県産紅茶の生産・品質の安定化を図り、ブランド化を促進するため」と記載している以上、計画の</p>	<p>本事業は、紅茶製造の技術開発を中心に実施し、紅茶品質の向上を図ってきた。技術開発で連携した篤農家においては、国産紅茶コンテストでグランプリを受賞し、県産紅茶の知名度を向上させた。</p> <p>県産紅茶は、県内の茶商や観光業からの需要が高いものの、供給量が不足している現状にある。現在は、生産量を増やすために、農業研究センターや北部農林水産振興センター農業改良普及課と連携し、紅茶生産の普及に取り組んでいる。併せて、茶商</p>	<p>農林水産部糖業農産課</p>

	<p>段階から販売についても戦略を立てる必要があると考える。連携する部署としては、流通加工推進課、営農支援課、商工労働部、文化観光スポーツ部等が想定され、研究開発した商品に応じて、(県内向け、県外向け、海外向け等) どの部署と連携すると販売戦略としてより効果的にできるか検討されたい。</p>	<p>との意見交換や情報の共有化を図りながら、紅茶増産に向けて進めている。 今後においても、監査意見を踏まえ、計画段階から他部局との連携を行い、連携の結果として得られた成果や課題を適切に分析した上で、農林水産部の施策に活かしていくこととしている。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【中山間地域等直接支払事業】 中山間地域等直接支払事業について、成果指標が適切に設定されていないため、農業農村の多面的機能(農村のコミュニティ等)が維持できているかという事業の成果が適切に把握されていない。 成果指標について、例えば、農村のコミュニティの中で生まれた又は維持されている良い取組等、具体的な事例を定性的な指標として取り上げ、農業農村の多面的機能(農村のコミュニティ等)が維持されているという成果を捕捉することが望まれる。</p>	<p>監査意見を踏まえ、当該事業により「農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続する」という成果を把握する指標として、沖縄21世紀ビジョン実施計画の施策に「中山間地域活動取組面積」を追加し、進捗管理を行っていくこととする。 また、国の交付金実施要領に基づき設置する第三者委員会での成果の検討や毎年度の実施状況を点検し、優良事例等の情報共有を行い、農業農村の多面的機能(農村のコミュニティ等)が維持されているという成果を捕捉することとした。</p>	<p>農林水産部 村づくり計画課</p>

一平成28年度包括外部監査結果報告に係る分一

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
<p>監査意見</p>	<p>【社会福祉法改正を契機とした社会福祉法人に対する効果的な関与の必要性について】 県は、介護・保育サービスの質の向上、ならびに将来を担う子育て家庭の支援に資するため、社会福祉法人の公益性と非営利性を念頭に置き、合理的な経営計画の策定と、現場スタッフの健全なやる気を向上させる労務管理体制の構築を含む事業所のマネジメント能力の向上を、各法人の強みと課題を考慮した形で支援すべきである。</p>	<p>県では、平成28年度に、社会福祉法人制度改革に対応し、法人における経営改革の着実な推進が図られるよう、法人を対象とした説明会を7回、指導監督機能の強化を図るための所轄庁を対象とした説明会を6回実施した。また、法人が経営体制の強化や雇用管理の改善、人材育成の推進等マネジメント能力の向上に取り組めるよう、公認会計士や社会保険労務士等の専門家を活用するための費用を補助した。 平成29年度以降は、社会福祉法人の自主性を尊重しつつ、法人の公益的な取組が推進されるよう、庁内関係課等と連携して各法人への助言、指導監督を行っていく。</p>	<p>子ども生活福祉部 福祉政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【P D C Aの効率化と実効性を高めることの必要性について】 沖縄県P D C Aと一括交付金の事後評価における成果指標は、「施策展開単位の中長期的目標」と「個別事業単位の単年度目標」として密接に関連付けて取り組むべきものである。 一括交付金事業に係る評価資料の項目は、国(内閣総理大臣)が要求する以上、所与のものとして、県独自の検討項目を追加することにより、国と県双方の要求するP D C A資料の体裁を整備することが必要である。 また、統一されたP D C A資料は、全庁的に共有されるようにすべきであり、各部局の各担当者は、今後、統一されたP D C A資料が予算折衝にも使用され、全庁的に共有さ</p>	<p>沖縄21世紀ビジョン実施計画(後期)の策定に当たっては、一括交付金の成果指標との整合について検証を行い、指標を一部見直した。 なお、沖縄県P D C Aに係る成果指標は、沖縄21世紀ビジョン基本計画に示された施策を検証する際の基準や物差しとしての役割をもつ指標として設定されている。 個別取組の成果のみならず、取組が複合的に作用し成果が現れる指標が設定されるなど、施策の視点から成果を検証するための指標が設定されており、個別事業の効果を検証するための一括交付金の成果指標と全て一致させることは困難である。 また、沖縄21世紀ビジョン実施計画(後期)の計画期間を対象とする今年度の沖縄県P D C Aから、成果指標については、最終年度の目標値の達成に向けて、各年度で達成しなければならない成果指標の</p>	<p>企画部 企画調整課</p>

	<p>れるものであるという意識改革が必要である。</p>	<p>値を「計画値」として設定し、達成状況を毎年度、進捗管理できるよう様式及び検証方法の見直しを行った。</p> <p>これにより、沖縄県P D C Aの成果目標と一括交付金において設定した成果目標を単年度ごとに整合させて検証を行うことができるようになった。</p> <p>引き続き、一括交付金において設定した成果指標との整合を図り、施策展開単位の中長期目標の達成に向けて事業が推進がされるよう沖縄県P D C Aを実施していく。</p> <p>沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進を図るための沖縄県P D C A様式と一括交付金の適正な推進を図るための評価様式とは、検証の目的が異なるため様式を統一することは困難であるが、沖縄21世紀ビジョン実施計画（後期）の策定に伴い、異なる評価形式とならないよう沖縄県P D C A様式の体裁の見直しを行い、一括交付金の評価項目と整合を図った。</p> <p>沖縄県P D C Aの「主な取組」検証票及び「施策」総括表は、県ホームページに掲載するなど全庁的に共有されているところである。</p> <p>また、「沖縄県P D C Aサイクル実施要綱」第6条では、『P D C Aサイクルの結果は、～中略～、予算要求等への活用を図るものとする』と規定されている。</p> <p>沖縄県P D C Aの結果が同実施要綱の規定に基づき活用されるよう、関係課と調整を行うとともに、沖縄県P D C A様式を見直し、予算編成の必要書類として位置付けた。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【P D C Aの効率化と実効性を高めることの必要性について】</p> <p>予算要求を行う各部局内で実施する実質的なP D C Aの経緯と結果が、明確に確認できる資料はない。また、現状の評価結果（資料）は実質的なP D C Aの経緯と結果を反映しておらず形骸化している。</p> <p>所管部局の担当者は、現状の評価結果（資料）に限らず、前年以前の事業に係る評価関係資料及び口頭にて、当年度の事業の進捗を踏まえて、次年度の予算獲得に向けて折衝している。つまり、実質的にはP D C A的な作業を行っていると言える。</p> <p>実質的なP D C Aの経緯と結果が適切に引き継がれ、異動による次の担当者の「気付き」に資する形で実施すべきである。作業内容と手順のイメージは以下のとおりである。</p> <p>①各部局の各レベル（担当者、班、課、部）で実施したP D C Aの結果を書面で残す。</p> <p>②当該P D C A資料を総務部財政課との予算折衝に使用する。</p> <p>③上記の経緯と結果が反映されたP D C A資料を公表する。対象事業の当年度決算数値を参考情報として掲載するかどうかは公表のタイミングを考慮し検討されたい。</p>	<p>毎年作成する予算編成方針においては、沖縄県P D C Aの実施結果を予算に適切に反映させることとしており、施策・事業の効果的・効率的な推進を図っている。その作業内容と手続は概ね次のとおりである。</p> <p>①沖縄県P D C A実施結果として、各部局の各レベルにおいて沖縄県P D C A「主な取組」検証票が作成されている。</p> <p>②当初予算の概算要求時の必要書類として、沖縄県P D C A「主な取組」検証票の提出を求めている（運営費を除く全経費）。</p> <p>また、一括交付金については、当該検証票に加えて、「事後評価結果及び成果目標一覧」の資料を併せて提出し、予算折衝を行っている。</p> <p>③上記を踏まえ、これまでの取組の経緯、次年度の取組、改善策や活動計画を調整した結果を、当該検証票にて更新した上で、公表している。</p> <p>また、一括交付金についても、当該年度までの取組や次年度の取組方針等を踏まえた活動目標や成果目標を記載した事後評価結果及び成果目標一覧を公表している。</p>	<p>総務部財政課</p>

<p>監査意見</p>	<p>【P D C Aの効率化と実効性を高めることの必要性について】                  県のホームページには「P D C Aの公表結果に対して寄せられた県民意見等を踏まえながら、取組の改善案を次年度以降の予算要求等に活用し、沖縄21世紀ビジョン基本計画の効果的な施策展開を図りたいと考えております。」とあるが、平成24年度以降寄せられた意見の数は決して多いとは言えず、P D C Aの公表結果に対する関心が必ずしも高くないことを示しているとも考えられよう。                  今後は、県民の関心をより一層促すために、県が毎年公表する「重要施策」に関連付ける、予算規模の大きさや、県民の関心が高いと考えられる分野に関する施策や取組を容易に選別できるような工夫が求められる。</p>	<p>沖縄県P D C Aの公表に当たっては、施策に関連する各部の「主な取組」結果を一覧表形式でまとめて検索できるように見直し、県民の関心が高い施策に係る取組を選別できるよう改善した。                  引き続き、県民の関心をより一層促すような公表のあり方を検討していく。</p>	<p>企画部企画調整課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【指導監査基準達成・継続支援事業】                  予算編成時の協議を実効性のあるものにするため、県は、市町村から予算執行上のネックを聴きだし、その解消の可否を検討したうえで臨むとともに、適宜進捗状況を確認する必要があると考える。</p>	<p>平成29年度及び平成30年度予算編成時の市町村との事前協議段階において、市町村より認可外保育施設へ要望調査を行い当初予算に反映させている。                  事業実施年度においても、予算執行上の課題の有無の確認や、その解消に向けた検討等について市町村と協議を行うとともに、適宜進捗状況を確認するなど、計画的な予算執行に取り組んでいく。</p>	<p>子ども生活福祉部子育て支援課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【放課後児童クラブ支援事業】                  放課後の学校など公的施設を活用することで、利用料の低減が図られ利便性が高まることは明白である。                  まず、放課後児童クラブ利用者の負担軽減という目的を達成するために障壁となっている要因を明確にする必要がある。次に、関係各機関が取り組むべき課題と解決のための施策を作成し、実施スケジュールに基づき確実に実行することが求められる。</p>	<p>小学校内へ放課後児童クラブを整備する際に、敷地や空き教室等の確保や市町村教育委員会・学校関係者の理解が得られにくいことなどが課題となっている。                  課題解消のため、県では委託事業によりコーディネーターを配置し、市町村教育委員会等の訪問を行い、学校施設を利用する際の契約の結び方など実例を紹介することで、理解を促進する取組を行っている。                  知事と教育委員会教育長の連名で、平成29年11月に市町村に対し、放課後児童クラブの小学校内設置促進について依頼する文書を発出しており、また、子ども生活福祉部と教育庁共同で平成30年5月に市町村教育委員会職員等を対象とした説明会を実施するなど、両者で連携を深め市町村に対する働きかけを行っている。                  利用料の低減を図るため、実施スケジュールを作成し、関係各機関と連携して、利用料の低減に向けた施策を実施している。                  県では、市町村が行う公的施設活用クラブの施設整備や運営費等に対する支援を行っており、県内クラブの月額利用料は、平成24年度の10,711円から29年度は9,199円に低減している。</p>	<p>子ども生活福祉部子育て支援課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【保育士修学資金貸付事業】                  &lt;活動指標の計画値について&gt;                  P D C Aで活動指標としている修学資金貸し付け学生数は、計画値の記載がなく実績値のみを記載している。予算計上の根拠となっている以上、活動指標の計画値として合理性</p>	<p>本事業については、沖縄県保育士修学資金貸付計画書に基づいた事業実施をしており、当該計画書に基づき活動指標の計画値を示していく。</p>	<p>子ども生活福祉部子育て支援課</p>

	<p>はあり、実績値との比較のためにも、計画値を記載すべきである。</p>		
監査意見	<p><b>【事業所内保育総合推進事業】</b> P D C Aに用いる成果指標は、企画部指示による全庁的な取扱いでありやむを得ないが、担当課内では成果指標をブレークダウンした具体的な指標を設定し、参考データとして検証票に反映すべきである。本事業では、一括交付金事業として設定した成果目標が利用できるを考える。また、施設整備数と整備に伴う待機児童解消数が、当初見込みから乖離した理由及び未達理由についての検証とその結果に基づく次年度以降へのフィードバックを行うべきである。</p>	<p>監査意見を踏まえ、事業個別の指標設定については、一括交付金事業検証シートにおいて整理する。 同検証シートにおいて、施設整備支援を活動指標として、施設整備支援による待機児童減少数を成果目標として設定し、その達成状況及び未達理由についての検証を行ったところ、事業者都合の事業取下げが多く、また各施設とも保育士確保が全体的な課題となっていることから、今後は市町村、事業者、沖縄県保育士・保育所総合支援センターと連携し、保育士確保体制の強化を図る。</p>	<p>子ども生活福祉部 子育て支援課</p>
監査意見	<p><b>【子ども・若者育成事業】</b> 「業務完了報告書」は、「実績報告書」と別で提出を求めるよう契約書の文言を修正すべきである。また、提出期限についても、「業務完了報告書」は、「実績報告書」より先に提出期限を設けることとすべきである。</p>	<p>監査意見を踏まえ、平成30年度から「業務完了報告書」は「実績報告書」よりも先に提出を求めるよう契約書の文言を修正した。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>
監査意見	<p><b>【青少年健全育成推進事業】</b> 本事業は、非行の根本原因（無就学や貧困等）とその要因である経済・労働問題解消のため民間企業等への働きかけが重要な取組になると考えられ、運営に当たっては、強いリーダーシップが求められる。したがって、運営主体については、公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議ありきではなく、ゼロベースで再検討することが必要である。</p>	<p>青少年健全育成推進事業の運営主体について再検討を行ったところ、次のとおりの検討結果となった。 青少年健全育成推進事業において、大会や非行防止等の啓発運動等の各取組を実施するには、様々な分野の組織・個人の協力が必要であり、事業の実施主体としては幅広いネットワークを有していることが必須条件である。 県民会議は多くの民間企業等の協力や支援により事業を運営していることに加え、市町村や学校、警察など関係機関との連携も強く、長年に渡り築いてきたネットワークは、他にはないものである。 一方で、県民会議の事務局運営体制は十分ではないという課題があるが、県民会議の理事会において運営体制について検討を促すなど助言を行っていくことにより、組織体制の強化を図ることは十分に可能であるため、事業の実施主体として適当であると考えられる。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>
監査意見	<p><b>【児童虐待防止対策事業】</b> 児童虐待事案について、児童相談所が情報を持ちながら自ら対応できないケースが存在する。関係諸機関に情報提供し、自ら対応できなくとも、対象児童の直近の関係機関が対応できるような仕組みづくりを行う。現在は、児童相談所が先頭に立って関係機関に対し助言、指導等を行い、体制整備を促しているところであるが、今後は一時保護が検討されている事案や、児童相談所が情報を持ちながら自ら対応できないケースについては、より強い立場で関係機関を指揮することが必要である。当該分野について最も精通して</p>	<p>児童虐待防止対策事業については、各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において、児童相談所職員が同協議会に参加し市町村等との連携を図っているところである。 指摘のような体制を作るためには、児童相談所の更なる専門性の強化及び市町村の体制整備が必要であり、以下の取組を通して連携体制の構築を図っているところである。 平成30年3月30日付けで、児童相談所と市町村間の事案の送致や、共通のリスクアセスメントツールを活用した情報共有の具体的な方法を整理した「児童虐待に係る児童相談所と市町村間における事案の送致に関する運用方針」を策定し、同年4月1日</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>

	<p>いるのは今のところ児童相談所である。児童相談所が他機関を主導することが最も合理的であるし、その方が他機関の児童虐待防止対応能力が早く培われる結果となる。</p> <p>具体的な改善案としては、一時保護が検討されているような事案や児童相談所が情報を持ちながらも自ら対応できないケースにおいては、児童相談所が適切に情報提供を行い、各関係機関を主導する連携体制を構築すべきである。今後は、児童相談所が主導する形での連携事例についてケースワーク等の研修を行うことや人事交流を積極的に行うことが必要である。</p>	<p>より全体的に運用を開始したところである。</p> <p>今後は、本方針に基づき、児童相談所と市町村間で児童虐待等に関する適切な情報提供を図り、初期対応が遅滞なく、見落としなく行われるよう取組を進めるとともに、子どもの生命に危険を及ぼす可能性のある重大な事案に関しては、平成19年1月に沖縄県福祉保健部と県警本部生活安全部で締結した「児童虐待防止対策等に関する協定書」に基づき、速やかに警察に情報提供を行い、迅速かつ確実な対応を図っている。</p> <p>また、人事交流については、平成30年度に児童相談所職員（班長級）を沖縄市に2週間派遣し、ケースワーク等に関する専門的助言を行うとともに、毎年度、児童相談所において複数の市町村職員を受入れて研修を実施しており、これらの取組を継続して行うことで、市町村の資質向上及び連携体制の構築を図っていく。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業】</p> <p>本事業により児童養護施設を中心とする支援体制が構築できたことは評価できる。もっとも、平成30年以降も事業を継続しなければ、せっかく築き上げた連携の仕組みが失われる可能性もあり、事業の継続が望まれる。本事業は、当初、平成29年度までは専門的ケアを行う児童心理治療施設（情短施設）が県内に設置されるまでの支援としての位置付けを念頭においていたようである。もっとも、現在のところ担当課としては、事業終了後は児童養護施設が自ら資金を出し連携継続していく形態が理想であると考えているが、今後、ますますの家庭的養護の推進によって児童養護施設等の小規模化が図られるといった現状を踏まえると、やはり事業者（施設側）がこれら費用の負担をしていくことは困難であり、引き続き行政が支援していく必要があると考えている。平成30年度以降も事業を継続実施するためには、全く同じ事業内容ではなく、平成29年度までを「モデル事業」として位置づけ、平成30年度以降は「支援体制の定着化」を図ることを目的とした事業内容が求められるという見解であった。したがって、県としては引き続き、行政が費用援助し、児童、家庭、児童養護施設、専門家の連携が失われないよう支援継続を行うべきである。</p> <p>そして、現在のように、同様の施設で職員の採用条件に違いがあったり、委託金額の人件費積算と実績に差があったり（積算＞実績）すると、適正な予算規模になっているとは言えない。そこで、適正な予算規模で事業継続を図るうえで、県は、事業の必要性の根拠を示すことはもとより、行政が負担すべきコストと</p>	<p>平成30年度当初予算において必要な予算を計上し、「沖縄県被虐待児等地域療育支援・連携体制構築事業」として支援を継続させ、児童養護施設等による家庭的養護の支援体制の維持・定着化を図っている。</p> <p>本後継事業においては、これまでの課題に対応するため、離島や北部地域への訪問相談を主に実施する支援拠点を新たに設置し、県内全域をカバーできる支援体制の構築を行い、平成30年7月から支援業務を開始したところである。</p> <p>また、関係機関と連携の上、定期的かつ効果的な訪問相談を実施することで、利用を促進し、家庭的養護の支援体制の更なる強化を図っている。</p> <p>なお、施設等における職員の雇用条件については、施設毎に採用したい配置職員の雇用期間や経験年数等が異なるため、一定の範囲で施設側に裁量を持たせた上で人材の確保を行っている。</p> <p>県は、行政が負担すべき内容となっているかを適切にモニタリングし、適正な予算執行を図ることが適切と考えている。</p> <p>今後とも、本事業の適正な執行管理と、家庭的養護の支援体制の更なる充実を図っていく。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>

	<p>その使い方を適切に整理・モニタリングする、という姿勢を保持すべきである。また、専門家による適切な業務遂行という観点からも、県は、職員の雇用条件について、何らかの統一方針を示すべきである。</p>		
<p>監査意見</p>	<p><b>【福祉・介護人材育成促進事業】</b>          質の高い福祉・介護人材を地域完結型で育成するという事業目的を達成できたかの観点から、ガイドライン等の活用促進と周知を実施した後に、事業の有効性の評価を実施すべきである。          本件ガイドラインの趣旨は理解できるものであり、推進すべきと考える。一方で、本件事業はガイドラインの周知にとどまらず、それが実践され介護サービスの充実、本件事業に即していえば、質の高い福祉・介護人材を地域完結型で育成されたかどうかを検証する必要がある。そのため判断基準は定量的なものに限らず、定性的なものでももちろん構わない。施設の規模・能力は様々で、実践のスピードにも差異が生じてくることが想定される。県は、周知と実践の程度をモニタリングすることによって本件事業の目的の達成状況を測るとともに、次年度以降の周知・実践方法を効果的なものにするためフィードバックする取組が必要である。</p>	<p>県事業としては、平成27年度及び平成28年度に「沖縄県の福祉・介護分野における人材育成ガイドライン」等の活用促進を図る取組を実施して完了した。          平成29年度以降は、本事業の委託先である沖縄県社会福祉協議会が運営する沖縄県福祉人材研修センターの独自事業として、セミナー開催によるガイドライン活用推進やモデル事業所への個別支援等の取組を継続している。          また、県においても、人材研修センターが実施する各種研修について、ガイドラインの趣旨を踏まえた内容となるよう同協議会と連携して企画立案を行い、また、研修受講者アンケートの結果等の評価を踏まえ継続的に研修内容等の改善を図り、地域完結型の人材育成に取り組んでいる。</p>	<p>子ども生活福祉部 福祉政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p><b>【生活困窮者自立支援事業】</b>          本事業においては規定どおりの手続が履践されていない問題がある。担当者としては、「収支精査報告書」及び「実績報告書」を提出しているので問題ないと考えていた。          一般的に、「業務完了報告書」は当該事業年度の業務が完了をしたことを事業終了時に報告する趣旨のものであり、「収支精査報告書」や「実績報告書」に先立って提出させることに独自意義がある。本事業の「委託契約書」及び別紙「委託業務仕様書」は、「業務完了報告書」、「収支精査報告書」、「実績報告書」の提出期限を全て平成28年4月10日としていることから、「実績報告書」の他に「業務完了報告書」の提出を求める必要性に乏しい。「業務完了報告書」を提出させるのであれば、「収支精査報告書」や「実績報告書」よりも先に提出期限を求めるべきであるし、さもなければ「業務完了報告書」を求める規定を削除すべきである。不要であれば、これを提出している事業者に対し不合理な負担を強いることになるからである。          また、本事業の「委託契約書」及び別紙「委託業務仕様書」には、「業務完了報告書」、「収支精査報告書」、「実績報告書」に加え、</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成30年度の委託契約については、事業終了時に提出させる書類を「実績報告書」に統一した。また、提出させる時期は、「委託事業が終了したときから10日以内の日まで」とした。</p>	<p>子ども生活福祉部 福祉政策課</p>

	<p>「委託事業完了報告書」という文言もあり、これが何を指すのか不明である。「委託契約書」上の用語が統一されておらず、解釈に疑義が生じるものとなっている。</p> <p>本監査を踏まえての具体的な改善措置として、「委託契約書」及び別紙「委託業務仕様書」上の「業務完了報告書」の取扱いを整理し（提出期限を先に設けるか、不要ならば削除する。）、また、用語は統一すべきである。</p>		
監査意見	<p><b>【介護サービス事業者指導・支援事業（事業所指導事務）】</b></p> <p>システムの保守や改修等業務委託契約を締結する際、随意契約によるとした場合であっても、「他事業者には作業を委託することができない」との理由のみで相見積の徴収を省略するのではなく、他社の保守料や改修料等の情報を定期的に入手し、経済性の検討を継続して実施すべきである。</p>	<p>保守費用等に関しては、定期的に他府県と保守費用や管内保険者の導入状況を相互確認をするなどして情報収集を行っているところである。</p> <p>また、当該システムは、国民健康保険団体連合会が毎月介護サービス事業所への支払を行う際に、県と管内保険者のデータを統合させたものと突合するため、県内でシステムを統一する必要があるものである。このため、現時点ではシステムを導入する保険者が増えていることや県が入れ替えを検討すると他保険者へも影響が出るため、経済的な合理性は低いと考えている。</p>	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課
監査意見	<p><b>【訪問介護員資質向上推進事業】</b></p> <p>各事業の目的・必要性・課題に即した指標を設定し、評価に役立てるべきである。</p> <p>なお、本件のような研修事業の目的である介護サービスの質の向上は、介護従事者のスキルアップを図り、職員の確保・定着の支援を通して達成しようとするものであると考える。それゆえ、成果指標として例えば、離職率の低下も挙げられよう。もちろん当該指標は、介護職員の処遇改善の取組と連携して達成すべきものであるが、両輪の一つであり、成果指標とすることの意義は認められると考える。</p>	<p>平成30年3月に策定された「沖縄県高齢者保健福祉計画（平成30年度～平成32年度）」において、職員の確保・定着及び介護サービスの質の向上を図るという観点から本研修の「修了者数」が計画の目標値として位置付けられており、当該事業においても成果指標の一つとして位置付けることとする。</p> <p>また、本研修を評価するため、現在、研修修了時に実施しているアンケートの「内容」及び「実施時期」を今年度から見直すこととし、修了者の気づきや変化、現場での対応に焦点を当て、時期も研修修了後数ヶ月後を見込む。</p> <p>当該アンケートの結果も踏まえて本研修の評価を行い、研修内容や実施方法等を適宜見直すなど、より一層、介護サービスの適正な提供及び質の向上を図っていく。</p>	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課
監査指摘	<p><b>【老人クラブ連合会事業（高齢者相互支援事業）】</b></p> <p>公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会の法人会計に多額の黒字が恒常的に発生している状況について、その合理的理由や公益目的事業への影響等を確認し、必要に応じて見直しを求めるべきである。</p>	<p>公益目的事業で費用が上回っている場合（赤字）に法人会計の収益で収支を合わせており、実際に平成27年度から平成29年度までは公益目的事業で赤字となったため、法人会計で収益を補填したものの、結果的に経常損益を計上した年度もある。</p> <p>会員の負担金も減少傾向にあり、今後も一定の収入を確保することが困難な場合も見込まれるため、見直しについては慎重に検討した上で行っていくこととする。</p>	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課
監査意見	<p><b>【地域支え合い体制づくり事業】</b></p> <p>事業の目的・必要性・課題に即した指標を設定し、評価に役立てるべきである。</p> <p>本事業は、市町村の自主性を尊重して執行すべきものである。一方で、県としては補助金交付先の実施した取組が、継続的な仕組みとして実質的に機能しているのかどうかと</p>	<p>改正介護保険法により、平成30年度から高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者（市町村）の取組や都道府県による保険者支援の取組が、P D C Aサイクルにより実施されることになった。その一環として、自治体への財政的インセンティブとして、上記の取組に対する交付金制度が設けられた（インセンティブ交付金）。県及び県内保険者は、上記制度のP D C Aサイ</p>	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課

	<p>いう検証が必要である。そのためには、「高齢者が現在生活している地域で安心して暮らしていけるような体制づくり」であるかどうかの指標を事業の計画段階で設定する必要がある。このような事業独自の指標は、まずは、各市町村が事業計画の策定段階で設定する必要がある。その指標を申請及び実績報告段階で県と共有するとともに、事業の有効性評価を実施すべきである。そのうえで、県は各市町村が設定した指標の妥当性、ならびに実績報告段階での有効性評価を含め、広域自治体として指導することが求められる。</p>	<p>クルによる取組を実施し、監査結果で求められていたところの指標設定と評価、市町村指導がなされており、制度として移行を進めている。</p>	
--	--	--	--

－平成29年度包括外部監査結果報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>貸付金の回収においては早期の対応がポイントとなることから、各貸付金の管理・回収においては、滞納初期段階に注力して効率的な回収を図るべきである。</p>	<p>貸付金の回収を含む沖縄県の保有する債権（県税を除く。）の管理については、平成27年8月に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（以下「県方針」という。）」を、平成28年9月に「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル（以下「標準マニュアル」という。）」をそれぞれ定めているところである。</p> <p>県方針においては、滞納発生時に迅速な対応が可能となるよう債権発生時における対策についても取り組むこととしている。具体的には、担保の徴取、公正証書の作成、財産調査への協力に関する同意書の徴取など債権発生時にとるべき方策を定めるとともに、督促、調査、処理方針の決定など滞納発生後にとるべき手続について期限を明示して定めている。標準マニュアルにおいては、それらの手続の標準的な事務処理手順等を示しており、滞納初期段階における対応の重要性を踏まえ適切な債権管理を行うよう努めている。</p>	総務部財政課
監査意見	<p>回収の努力を尽くした上で、回収の見込みがない長期滞納債権については、研修会等によりその手法を共有するなどして、債権放棄、免除、不納欠損処理等による最終処理を一層促進すべきである。</p>	<p>回収の見込みがない債権については、県方針において、免除や債権放棄を行う旨の方針を示し、標準マニュアルにおいて、その標準的な事務処理手順を庁内で共有しているところである。</p> <p>また、債権放棄により処理すべき債権の有無やその対応状況について、総務部では各部調査・ヒアリングを行い、処理の促進に努めており、今後も各部と連携して適切な債権管理の推進に努める。</p>	総務部財政課
監査意見	<p>【母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金】 滞納者に対する財産調査の結果に基づいて、回収可能性のある滞納者に対しては、訴訟等を検討すべきである。</p>	<p>回収可能性のある滞納者への訴訟等については、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアルの「処理方針の決定」において、資力があり履行意思がない場合は、訴訟手続による履行の請求等の強制徴収の手続をとるものと定めているところである。</p> <p>強制徴収を行うに当たっては、債務者の資力調査等が必要になることから、情報開示に係る同意書の取得を進めているところであり、今後悪質と考えられる滞納者がいる場合には同意書に基づく調査を行い、弁</p>	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

		護士への委託や各関係部署との調整を通して強制徴収の可否を検討していく。	
監査指摘	【沖縄県農業改良資金貸付金】 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。	本マニュアルに基づき、10年を超える分割返済を行っている案件については、過去の経緯や債務者の返済能力等を総合的に勘案したうえで見直すこととし、債務者への面談を行っていく。	農林水産部農政経済課
監査指摘	【沖縄県農業改良資金貸付金】 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。	本マニュアルに基づき、10年を超える分割返済を行っている案件については、過去の経緯や債務者の返済能力等を総合的に勘案したうえで見直すこととし、原則、連帯保証人に対しても履行請求を行う。	農林水産部農政経済課
監査意見	【沖縄県農業改良資金貸付金】 元金完済後の違約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力がないと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。	債務者等の財産調査等を実施し、回収見込みがないと判断された案件については、債権放棄等を検討していく。	農林水産部農政経済課
監査意見	【沖縄県農業改良資金貸付金】 時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。	時効到来案件については、債務者等の支払意思の確認、財産調査等を実施し、回収見込みがないと判断された案件については、債権放棄等を検討していく。	農林水産部農政経済課
監査指摘	【沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金】 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。	本マニュアルに基づき、10年を超える分割返済を行っている案件については、過去の経緯や債務者の返済能力等を総合的に勘案したうえで見直すこととし、債務者への面談を行っていく。	農林水産部水産課
監査指摘	【沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金】 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。	本マニュアルに基づき、10年を超える分割返済を行っている案件については、過去の経緯や債務者の返済能力等を総合的に勘案したうえで見直すこととし、原則、連帯保証人に対しても履行請求を行う。	農林水産部水産課
監査意見	【沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金】 元金完済後の違約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力がないと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。	債務者等の財産調査等を実施し、回収見込みがないと判断された案件については、債権放棄等を検討していく。	農林水産部水産課
監査意見	【沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金】 時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。	時効到来案件については、債務者等の支払意思の確認、財産調査等を実施し、回収見込みがないと判断された案件については、債権放棄等を検討していく。	農林水産部水産課
監査指摘	【沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金】 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在	本マニュアルに基づき、10年を超える分割返済を行っている案件については、過去の経緯や債務者の返済能力等を総合的に勘案したうえで見直すこととし、債務者への面談を行っていく。	農林水産部森林管理課

	の少額の分割返済を見直すべきである。		
監査指摘	【沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金】 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。	本マニュアルに基づき、10年を超える分割返済を行っている案件については、過去の経緯や債務者の返済能力等を総合的に勘案したうえで見直すこととし、原則、連帯保証人に対しても履行請求を行う。	農林水産部森林管理課
監査意見	【沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金】 元金完済後の違約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力がないと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。	債務者等の財産調査等を実施し、回収見込みがないと判断された案件については、債権放棄等を検討していく。	農林水産部森林管理課
監査意見	【沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金】 時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。	時効到来案件については、債務者等の支払意思の確認、財産調査等を実施し、回収見込みがないと判断された案件については、債権放棄等を検討していく。	農林水産部森林管理課
監査意見	【沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金】 主債務者の相続人が定期的に弁済を行っているものの、残元金に比して弁済額が少額であり、元金完済までに約20年掛かる事案については、主債務者の相続人からの回収と並行して、連帯保証人に対して請求すべきである。	主債務者相続人からの回収と並行して連帯保証人への請求を行い、平成29年8月、主債務者相続人から未収金を全額回収した。	商工労働部中小企業支援課
監査意見	【沖縄県中小企業高度化資金貸付金】 違約金については、少なくとも元金が完結となった後、速やかに調定を行うべきである。	違約金については、「沖縄県中小企業高度化資金貸付金及び沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金に係る違約金の徴収に関する運用方針」（平成25年11月25日施行）に基づき取り扱っている。	商工労働部中小企業支援課
監査指摘	【沖縄県看護師等修学資金貸付金】 償還猶予の運用について、本規則を踏まえた手続に改善するか、本規則を見直して本条例の規定に合わせるかして、是正されたい。	監査結果を踏まえ、在学中の返還猶予について、申請書の提出が必要ないよう規則を改正した。	保健医療部保健医療総務課
監査指摘	【沖縄県看護師等修学資金貸付金】 本貸付金の借用証書を保証契約の書面性を充足する内容に修正するべきである。	監査結果を踏まえ、借用書の書面について、保証内容を明確にする文面に様式を改正した。	保健医療部保健医療総務課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---